

# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 27 日 (火) 号外第25号

毎週火・金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	規	則	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を (7)(政策法務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を改正する規則 ・・・・・・・・・・・・・・9 会計に関する規則の一部を改正する ・・・・・・・・12
$\Diamond$	教委規	則	鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する 鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学 (2)(特別支援教育課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	見則(10)(自治振興課)・・・・16

### <del>──</del>公布された規則のあらまし<del>──</del>

## ◇鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県情報公開条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 特定出資法人が保有する文書の提出要請書に記載する事項等を定める。
  - (2) 特定出資法人が保有する文書の提出要請ができることになったことに伴い、所要の様式の整備を行う。
  - (3) その他所要の規定の整備を行う。
  - (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# ◇鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

保存期間が満了した簿冊の廃棄について、県民が意見を述べることができることとする。

- 2 規則の概要
  - (1) 実施機関は、保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、廃棄の日の1月前までに、その簿冊 について、次の事項を公表するものとする。
    - ア 名称
    - イ 保存期間
    - ウ 廃棄の日
    - 工 作成日
    - オ 記録媒体の種別
  - (2) 保存期間が満了した簿冊の廃棄について異議がある者は、実施機関に対し、その簿冊を公文書館に引き 継ぐよう求めることができる。
  - (3) その他所要の規定の整備を行う。
  - (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# ◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正について

県と鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項について は、県と鳥取市が設置した新生公立鳥取環境大学運営協議会において定められることに伴い、所要の改正を行 う。

- 2 規則の概要
  - (1) 規則の対象となる地方独立行政法人から公立大学法人鳥取環境大学を除く。
  - (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

行政財産である建物及びその附帯施設について貸付けを行うことに伴い、その手続等を定める。

- 2 規則の概要
  - (1) 行政財産である建物及びその付帯施設の貸付けを行う場合の手続、貸付期間、貸付料の納付等について は、普通財産又は行政財産である土地の貸付けと同様とする。
  - (2) 行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けのうち、軽易なものに係る事務手続については、財源確保推 進課長の関連審査を要しないこととする。
  - (3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# ◇鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
  - 市町村の自主的な行政運営に資するため、市町村交付金の対象事業を見直す。
- 2 規則の概要
  - (1) 次のとおり市町村交付金の対象事業を拡大する。
    - ア 住民が主体の地域の振興等につながる活動に要する経費について、新たな活動に限らないこととする。
    - イ 県内と県外の住民との交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費について、中山間地域以 外の地域に係るものも対象とする。
    - ウ 次の事業を対象事業に加える。
      - (ア) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費
      - (イ) 男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費
      - (ウ) 市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費
  - (2) その他所要の規定の整備を行う。
  - (3) 施行期日等
    - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
    - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 則

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第6号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改 正 前
(開示の実施等) 第4条 略 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき <u>1</u> とする。 3 略	(開示の実施等) 第4条 略 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき <u>1部</u> とする。 3 略
(費用負担の額) 第8条 略	(費用負担の額) 第8条 略
(特定出資法人が保有する文書の提出要請) 第9条 条例第33条の3第2項の要請書は、特定出資 法人が保有する文書の提出要請書(様式第10号)の とおりとする。 2 条例第33条の3第2項第3号の規則で定める事項 は、開示の方法とする。	
(指針の公表) <u>第10条</u> 略	(指針の公表) <u>第9条</u> 略
(運用状況の公表) 第11条 略	(運用状況の公表) <u>第10条</u> 略
様式第2号(第3条関係)	様式第2号(第3条関係)
決定期間延長通知書	決定期間延長通知書
第 号 様	策

日付けで請求(提出の要請)があ った公文書の開示請求 (特定出資法人が保有する文 書の開示) について、鳥取県情報公開条例第7条第 2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しま したので通知します。

年 月 日

職 氏 名 囙

略

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 뭉

様

日付けで請求(提出の要請)があ った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文 書の開示) については、鳥取県情報公開条例第7条 第1項の規定により、次のとおりその全部を開示す ることに決定しましたので、同条第3項の規定によ り通知します。

年 月 日

> 職 氏 名 印

略

注 略

様式第4号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 뭉

様

日付けで請求(提出の要請)があ った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文 書の開示) については、鳥取県情報公開条例第7条 第1項の規定により、次のとおりその一部を開示す ることに決定しましたので、同条第3項の規定によ

年 月 日付けで請求があった公文書の開 示請求について、鳥取県情報公開条例第7条第2項 の規定により、次のとおり決定期間を延長しました ので通知します。

年 月 日

> 職 氏 名 印

略

様式第3号(第3条関係)

公文書開示決定通知書

第 号

様

月 日付けで請求があった公文書の開 示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1 項の規定により、次のとおりその全部を開示するこ とに決定しましたので、同条第3項の規定により通 知します。

年 月 日

> 職 氏 名 印

略

注 略

様式第4号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 뭉

様

月 日付けで請求があった公文書の開 示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1 項の規定により、次のとおりその一部を開示するこ とに決定しましたので、同条第3項の規定により通 知します。

り通知します。

年 月 日

> 印 氏 名 職

略

注 略

(教示) 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

月 日付けで請求(提出の要請)があ った公文書の開示請求 (特定出資法人が保有する文 書)については、鳥取県情報公開条例第7条第1項 の規定により、次のとおり開示しないことに決定し ましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

> 印 氏 名 職

略

注 略

(教示) 略

様式第7号(第3条関係)

公文書不存在決定通知書

第 묽

様

年 月 日付けで請求 (提出の要請)があ った公文書の開示請求(特定出資法人が保有する文 書)については、次のとおり(提出を拒まれ)その 公文書(文書)を保有していないので、鳥取県情報 公開条例第7条第3項の規定により通知します。

月 日

> 印 職 氏 名

年 月 日

> 印 氏 名 職

略

注 略

(教示) 略

様式第5号(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求があった公文書の開 示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1 項の規定により、次のとおり開示しないことに決定 しましたので、同条第3項の規定により通知しま す。

年 月 日

> 印 氏 職 名

略

注 略

(教示) 略

様式第7号(第3条関係)

公文書不存在決定通知書

第 뭉

様

年 月 日付けで請求があった公文書の開 示請求については、次のとおりその公文書を保有し ていないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の 規定により通知します。

年 月 日

> 職 氏 名 印

略 略 (教示) 略 (教示) 略 様式第8号(第3条関係) 様式第8号(第3条関係) 決定期間特例延長通知書 決定期間特例延長通知書 묽 뭉 第 第 様 様 日付けで請求 (提出の要請) があ 年 月 日付けで請求があった公文書の開 った公文書の開示請求 (特定出資法人が保有する文 示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第4 書の開示) については、鳥取県情報公開条例第7条 項(第5項)の規定により、次のとおり決定期間を 第4項(第5項)の規定により、次のとおり決定期 延長しましたので通知します。 間を延長しましたので通知します。 年 月 年 月 日 日 氏 名 印 氏 名 印 職 職 略 略 備考 略 備考 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。 様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号(第9条関係)

特定出資法人が保有する文書の提出要請書

#### 職氏名 様

特定出資法人が保有する文書の開示を受けたいので、鳥取県情報公開条例第33条の3第1項の規定により、 次のとおり提出の要請をします。

年 月 日

請求者 郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)自 宅

# 勤務先

特定出資法人の 名称	
文書の件名又は 内容	
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付(送付の希望の有無 有・無)
開小の方伝	(3) 視 聴
希望する写し	(1) 用紙に複写したものの交付
布室りる子し	(2) CD-Rに複写したものの交付
の交付の方法	(3) その他の物品() に複写したものの交付
の交付の方法	(4) 電子メールによる送信
※受付年月日	年 月 日
※担 当 課	
備考	

- 注1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 特定出資法人から受けた開示決定等の通知の写しを添付してください。

# 附則

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第7号

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則(平成23年鳥取県規則第67号)の一部を次のように改正する。

改正後	改 正 前
(簿冊の廃棄)	
第4条 実施機関は、条例第9条第1項の規定により	
保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするとき	
は、廃棄の日の1月前までに、当該簿冊について、	
次に掲げる事項を公表するものとする。	
<u>(1)</u> 名称	
<u>(2)</u> 保存期間	
(3) 廃棄の日	
<u>(4)</u> 作成日	
(5) 記録媒体の種別	
2 前項の簿冊の廃棄について異議がある者は、実施	
機関に対し、当該簿冊を公文書館に引き継ぐよう求	
<u>めることができる。</u>	
3 実施機関は、前項の異議があった場合において条	
例第9条第2項の規定により協議するときは、その	
<u>旨を館長に伝えるものとする。</u>	
(此户医中八十字版 5741日李上)	(地位压力, 水事然の利田法本)
(特定歴史公文書等の利用請求)	(特定歴史公文書等の利用請求)
<u>第5条</u> 略	<u>第4条</u> 略
   (利用請求に対する決定等)	(利用請求に対する決定等)
第6条 略	第5条略
<u> </u>	<u> </u>
  (第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知	(第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知
事項)	事項)
第7条 略	第6条 略
   (特定歴史公文書等の利用の方法)	(特定歴史公文書等の利用の方法)
第8条 略	<u>第7条</u> 略
(費用負担の額)	(費用負担の額)
<u>第9条</u> 略	<u>第8条</u> 略
	·

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第10条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第11条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

により提出された申込書は、第5条第1項の規定に より出された請求書とみなす。

別表(第9条関係)

略

備考 略

様式第1号(第5条関係)

特定歷史公文書等閲覧(視聴)請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条 閲覧(視聴)を請求します。

年 月 日

請求者 住所 氏名

略

注 略

様式第2号(第5条関係)

特定歷史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第5条 写しの交付等を請求します。

(特定歴史公文書等の館外持出し等の禁止)

第9条 略

(特定歴史公文書等の廃棄)

第10条 略

附則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立公文書館管理規則の廃止)

2 略

(経過措置)

3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定 3 廃止前の鳥取県立公文書館管理規則第3条の規定 により提出された申込書は、第4条第1項の規定に より出された請求書とみなす。

別表 (第8条関係)

略

備考 略

様式第1号(第4条関係)

特定歷史公文書等閲覧(視聴)請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条 第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の 第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の 閲覧(視聴)を請求します。

> 年 月 日

> > 請求者 住所 氏名

注 略

様式第2号(第4条関係)

特定歷史公文書等複写等請求書

鳥取県立公文書館長 様

鳥取県公文書等の管理に関する条例施行規則第4条 第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の 第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の 写しの交付等を請求します。

	年	月	日			I		年	月	日		
				請求者	住所						請求者	住所
					氏名							氏名
					連絡先							連絡先
					(電話番号)							(電話番号)
	略						略					
Ž	主略						注	各				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第8号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部を 次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年	第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年
法律第118号。以下「法」という。) の規定に基づ	法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づ
き、鳥取県が設立する地方独立行政法人( <u>鳥取県及</u>	き、鳥取県が設立する地方独立行政法人(以下「法
び鳥取市が設立する公立大学法人鳥取環境大学を除	人」という。) の業務運営並びに財務及び会計に関
<u>く。</u> 以下「法人」という。) の業務運営並びに財務	し必要な事項を定めるものとする。
及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第9号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前

(使用許可)

第11条 略

2 略

3 課長等は、使用許可(別に定める軽易なもの及び 3 課長等は、使用許可(総務部行財政改革局職員人 教育委員会に係るものを除く。) の事務手続をしよ うとするときは、電子申請等システムを利用して、 起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法により記録 し、並びに第1項の申請書及び必要な図面その他関 係書類の電磁的記録を添付して(電磁的記録を添付 することができないときは、関連文書を提出し て)、財源確保推進課長の関連審査を受けなければ ならない。ただし、同システムを利用できない場合 には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書を 添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるものと する。

(1)~(11) 略

4及び5 略

(使用許可内容の変更の承認)

第13条 行政財産の使用許可を受けた者は、使用許可 第13条 行政財産の使用者は、使用許可を受けた内容 を受けた内容(以下「使用許可内容」という。)を 変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める申請書をあらかじめ 知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

 $2\sim4$  略

(公有財産の貸付け)

第17条 公有財産を借り受けようとする者は、次の各 第17条 公有財産(行政財産にあっては、土地に限

(使用許可)

第11条 略

2 略

材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活 環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産 部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所に係る もののうち、軽易なもの及び教育委員会に係るもの を除く。) の事務手続をしようとするときは、電子 申請等システムを利用して、起案文書に次に掲げる 事項を電磁的方法により記録し、並びに第1項の申 請書及び必要な図面その他関係書類の電磁的記録を 添付して(電磁的記録を添付することができないと きは、関連文書を提出して)、財源確保推進課長の 関連審査を受けなければならない。ただし、同シス テムを利用できない場合には、次に掲げる事項を記 載した書面に関連文書を添えて財源確保推進課長の 関連審査を受けるものとする。

(1)~(11) 略

4及び5 略

(使用許可内容の変更の承認)

(以下「使用許可内容」という。) を変更しようと するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める申請書をあらかじめ知事に提出し なければならない。

(1)及び(2) 略

 $2 \sim 4$  略

(公有財産の貸付け)

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申 <u>る。以下この節において同じ。)</u>を借り受けようと

請書を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

#### 2 略

3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで 3 課長等は、法第238条の4第2項から第4項まで 又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の 貸付け(別に定める軽易なものを除く。)の事務手 続をしようとするときは、電子申請等システムを利 用して、起案文書に次に掲げる事項を電磁的方法に より記録し、並びに第1項の申請書及び必要な図面 その他関係書類の電磁的記録を添付して(電磁的記 録を添付することができないときは、関連文書を提 出して) 財源確保推進課長の関連審査を受けなけれ ばならない。ただし、同システムを利用できない場 合には、次に掲げる事項を記載した書面に関連文書 を添えて財源確保推進課長の関連審査を受けるもの とする。

 $(1)\sim(9)$  略

- (10) 公有財産を借り受けようとする者の住所及び 氏名
- (11)及び(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

第19条 公有財産を借り受けた者(以下「借受者」と|第19条 公有財産の借受者は、借受内容を変更しよう いう。)は、借受内容を変更しようとするときは、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める申請書を、変更しようとする日の1月前までに 知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

 $2 \sim 5$  略

(貸付料の納付)

る基準により算定した額を納付しなければならな い。

2及び3 略

(遅延利息)

第21条 借受者は、貸付料の納付期日後に貸付料を納 第21条 公有財産の借受者は、貸付料の納付期日後に

する者(以下「借受者」という。)は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請書 を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

- 又は法第238条の5第1項の規定による公有財産の 貸付け(総務部行財政改革局職員人材開発センタ 一、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらし の安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校 及び農林水産部農林総合研究所に係るもののうち、 軽易なものを除く。) の事務手続をしようとすると きは、電子申請等システムを利用して、起案文書に 次に掲げる事項を電磁的方法により記録し、並びに 第1項の申請書及び必要な図面その他関係書類の電 磁的記録を添付して(電磁的記録を添付することが できないときは、関連文書を提出して) 財源確保推 進課長の関連審査を受けなければならない。ただ し、同システムを利用できない場合には、次に掲げ る事項を記載した書面に関連文書を添えて財源確保 推進課長の関連審査を受けるものとする。
- $(1)\sim(9)$  略
- (10) 借受者の住所及び氏名

(11)及び(12) 略

4 略

(借受内容の変更)

とするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める申請書を、変更しようとする 日の1月前までに知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

 $2 \sim 5$  略

(貸付料の納付)

第20条 借受者は、その貸付料として知事が別に定め 第20条 公有財産の借受者は、その貸付料として知事 が別に定める基準により算定した額を納付しなけれ ばならない。

2及び3 略

(遅延利息)

付する場合においては、遅延利息を納付しなければ 貸付料を納付する場合においては、遅延利息を納付

場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

(原形の回復)

- 承認を受けないで借受財産の用途又は原形の変更を したときは、3月以内において相当の期限を定め、 ならない。
- は、直ちに公有財産の貸付契約を解除するとともに 必要な措置をとらなければならない。

ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する しなければならない。ただし、次の各号のいずれか に該当する場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 略

(原形の回復)

- 第22条 知事は、借受者が第19条第3項の規定による 第22条 知事は、公有財産の借受者が第19条第3項の 規定による承認を受けないで借受財産の用途又は原 形の変更をしたときは、3月以内において相当の期 指定した用途又は原形に復するよう催告しなければ 限を定め、指定した用途又は原形に復するよう催告 しなければならない。
- 2 知事は、借受者が前項の催告を履行しないとき 2 知事は、公有財産の借受者が前項の催告を履行し ないときは、直ちに公有財産の貸付契約を解除する とともに必要な措置をとらなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第10号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則(平成18年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前

別表(第3条関係)

- 1 主体的な住民活動への支援
  - (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観 光振興につながる活動に要する経費

(2)及び(3) 略

- 2 観光・交流の推進
  - (1) 県内と県外の住民の交流を通じ、地域の活 性化を促進する活動に要する経費
  - (2) 略
- 3 略
- 4 再生可能エネルギーの導入促進

個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の 営利を目的としない団体が行う再生可能エネルギ 一の導入に対する助成に要する経費及び市町村立 学校への再生可能エネルギー導入に要する経費

- 5及び6 略
- 7 人権尊重の社会づくりの推進
  - $(1)\sim(3)$  略
  - (4) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要 する経費
  - (5) 男女共同参画を推進する男女共同参画推進 員の設置に要する経費
- 8 略
- 9 市町村の自主的な行政運営 前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対 象とすることが適当であると市町村が認めた事業 に要する経費

別表 (第3条関係)

- 1 主体的な住民活動への支援
  - (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観 光振興につながる新たな活動(地域をあげて住 民が参画する活動に限る。) に要する経費
  - (2)及び(3) 略
- 2 観光・交流の推進
  - (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、 中山間地域活性化を促進する活動に要する経費 (2) 略
- 3 略
- 4 自然エネルギーの導入促進

個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の 営利を目的としない団体が行う新エネルギーの導 入に対する助成に要する経費及び市町村立学校へ の新エネルギー導入に要する経費

- 5及び6 略
- 7 人権尊重の社会づくりの推進
  - $(1)\sim(3)$  略
- 8 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

# (経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金につ いて適用し、同目前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。

# 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

# 鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改正前
(学校の課程等) 第3条 学校の名称、課程、部科、学科、修業年限、 収容定員及び所在地並びに特別支援学校が教育の対 象とする <u>障がい種別</u> (以下「 <u>障がい種別</u> 」とい う。)は別表のとおりとする。	
(通学区域) 第4条 <u>学校</u> の通学区域は、県全域とする。ただし、 <u>次の各号に掲げる学校及び学科</u> の通学区域 <u>は、県全</u> <u>域及び当該各号に定める区域とする</u> 。	<u>員会規則第10号)第13条第2項第2号に該当して志</u> <u>願し、高等学校に入学した生徒</u> の通学区域 <u>について</u>
(1) 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育 委員会規則第10号)別表の右欄に掲げる学校及び 学科 それぞれ同表の左欄に掲げる指定地域の区域 (2) 特別支援学校 県外の区域のうち、教育委員 会が特別な事情があると認めた者が居住する区域	は、この限りでない。
(学期) 第6条 略 2 校長は、前項の規定にかかわらず教育長に届け出 て、学期を次のとおりにすることができる。 (1)及び(2) 略	<ul> <li>(学期)</li> <li>第6条 略</li> <li>2 <u>高等学校の</u>校長は、前項の規定にかかわらず教育 長に届け出て、学期を次のとおりにすることができる。</li> <li>(1)及び(2) 略</li> </ul>
(休業日) 第7条 略 2 前条第2項の規定により届け出た <u>学校</u> にあって	(休業日) 第7条 略 2 前条第2項の規定により届け出た <u>高等学校</u> にあっ

は、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又 ては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり は第2学期の始めを休業日とすることができる。こ 又は第2学期の始めを休業日とすることができる。 日の日数を減じた日数とする。

 $3\sim5$  略

別表(第3条関係)

- 1 略
- 2 特別支援学校

名称	障がい	部科名及び学科	修業	収 容	所在
	<u>種別</u>	名	年限	定員	地
鳥取盲	視覚障	略			
学校	<u>がい</u>				
鳥取聾	聴覚障	略			
学校	<u>がい</u>				
鳥取聾	聴覚障	略			
学校ひ	がい				
まわり					
分校					
略					
白兎養	知的障	略			
護学校	がい				
倉吉養	知的障	略			
護学校	<u>がい・</u>				
	肢体不				
	自由				
略					
米子養	知的障	略			
護学校	がい				

の場合において、同項第4号の総日数は、当該休業 この場合において、同項第4号の総日数は、当該休 業日の日数を減じた日数とする。

3~5 略

別表(第3条関係)

- 1 略
- 2 特別支援学校

名称	障害種	部科名及び学科	修業	収 容	所在
	<u>別</u>	名	年限	定員	地
鳥取盲	視覚障	略			
学校	<u>害</u>				
鳥取聾	聴覚障	略			
学校	<u>害</u>				
鳥取聾	聴覚障	略			
学校ひ	<u>害</u>				
まわり					
分校					
略					
白兎養	知的障	略			
護学校	<u>害</u>				
倉吉養	知的障	略			
護学校	<u>害</u> ・肢				
	体不自				
	由				
略					
米子養	知的障	略			
護学校	<u>害</u>				

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(学期)	(学期)
第3条 略	第3条 略
2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け	
出て、学期を次のとおりとすることができる。	
(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで	
<u>(2) 第2学期</u> <u>10月1日から翌年3月31日まで</u>	

(休業日)

第4条 略

- 2 前条第2項の規定により届け出た学校にあって は、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又 は第2学期の始めを休業日とすることができる。こ の場合において、同項第4号の総日数は、当該休業 日の日数を減じた日数とする。
- 3 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1 2 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項 項第1号から第5号までに掲げる休業日又は前項の の休業日を変更することができる。 休業日を変更することができる。

(第1学年への入学)

第17条 略

- 2 前項の規定による志願は、次のいずれかに該当す る者が行うことができる。
  - (1) 県内に居住している者(入学までに県内に居 住する予定である者を含む。)
  - (2) 教育委員会が特別な事情があると認めた者

<u>3</u> 略

(再入学)

いて、教育上支障がないと認めたときは、その者の ができる。

第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権 第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権 を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)を いい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者を いう。以下この条から第26条までにおいて同じ。) が県内に居住していない場合は、保証人を置かなけ ればならない。ただし、生徒が県内に居住していな い場合であって、保護者が生徒と同居しているとき は、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条-第20条、第28条関係)

編	転	再			入	学	志	願	書		
B	佫										
入	学者	6望	の	略							
部	科名	3 及	び	高等部	普	通利	+	単-	一障カ	い学	級
学	年ス	ては	学			重複	夏障カ	ジレノ賞	≱級 <u>・</u>	訪問	学
級					級						
				略							

(休業日)

第4条 略

(第1学年への入学)

第17条 略

2 略

(再入学)

第20条 校長は、再入学を希望する者がある場合にお 第20条 校長は、退学後1年を経過しない者で再入学 を希望するものがある場合において、教育上支障が 取得した単位に応じて、相当学年に入学させること ないと認めたときは、その者の取得した単位に応じ て、相当学年に入学させることができる。

> を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)を いい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者を いう。以下この条から第26条までにおいて同じ。) が鳥取県の区域内(以下「県内」という。) に居住 していない場合は、保証人を置かなければならな い。ただし、保護者が県内に居住していない生徒の うち、保護者と同じ住所に居住しているものについ ては、この限りでない。

2及び3 略

様式第3号(第17条、第18条-第20条、第28条関係)

編	転	再			入	学	志	願	書	
ļ	略									
入	学え	計望	の	略						
部	科名	3 及	び	高等部	化 崇	产通利	+	単-	一障害学級	<u></u>
学	年ス	ては	学		<u>I</u>	複障	11年学	·級·	訪問学級	
級										
				略						

# 様式第8号(第24条関係)

# 誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く 守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむ かないことを誓います。

年 月 日

住所

生徒 氏

上記のとおり誓約を守らせ、保護者としての 責任を果たすとともに、給食、教材等の費用の 納付その他の義務についても連帯して責任を負 うことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏

名(印)

上記生徒に誓約を守らせ、保証人としての責

任を果たすことを誓います。

住所

生徒との続柄

保証人 氏

名 (印)

鳥取県立 学校長 様

備考1 保証人は、保護者が県内に居住していない 場合のみ記入する。ただし、保護者が生徒と 同居している場合は、記入しない。

- 2 保証人は、県内に居住する成年者に限る。

# 様式第9号(第25条関係)

# 1 保護者の場合

誓 約 書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生 徒 の保護者となりましたので、保護者と しての責任を果たすとともに、給食、教材等の 費用の納付その他の義務についても連帯して責 任を負うことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏

名(印)

鳥取県立 学校長 様

様式第8号(第24条関係)

# 誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く 守り、専心勉学して、生徒としての本分にそむ かないことを誓います。

年 月 日

住所

生徒 氏

上記のとおり誓約を守らせ、保護者及び保証 人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者 氏

名印

住所

生徒との続柄

保証人 氏

名(印)

鳥取県立 学校長 様

備考1 保証人は、県内に居住する者に限る。

- 2 保護者は、保証人となることができる。

様式第9号(第25条関係)

# 誓 約 書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生 徒 の保護者(保証人)となりましたの で、保護者(保証人)としての責任を果たすこ とを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保護者(保証人)氏 名(印)

鳥取県立 学校長 様

備考 略

# 備考 略

# 2 保証人の場合

# 誓 約 書

このたび新しく貴校 部(科)第 学年生 の保証人となりましたので、保証人と しての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住所

生徒との続柄

保証人 氏

名(印)

鳥取県立 学校長 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ とができる。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附則